

帯広市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月27日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第14号

帯広市手数料条例の一部を改正する条例

帯広市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の14の項の次に次のように加える。

14の2 建築基準法第52条第6項第3号に規定する建築物の容積率の特例認定申請		1件につき 36,000円
---	--	---------------

別表第3の18の項の次に次のように加える。

18の2 建築基準法第55条第3項に規定する建築物の高さの特例許可申請		1件につき 192,000円
-------------------------------------	--	----------------

別表第3の19の項中「第55条第3項」を「第55条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。